

定例記者会見（7月）次第

○日 時 令和8年7月1日（水）
午前11時～

○場 所 第三委員会室

<出席者>

酒田市／市長、副市長、総務部長、企画部長、健康福祉部長、
総務課長

酒田記者クラブ／各社
幹事社／読売新聞・SAY

1 開 会

(1) 市長発表事項

- ・酒田市生活応援商品券を配布します（企画調整課）
- ・旧燈屋修復工事見学会を開催します（文化政策課）
- ・ふるさとカフェ拡大版を開催します（地域福祉課）
- ・宝くじスポーツフェア「ドリーム・ベースボール」を開催します
（スポーツ振興課）

(2) 酒田記者クラブ 代表質問〔加盟幹事社〕

(3) 酒田記者クラブ フリー質問〔加盟各社〕

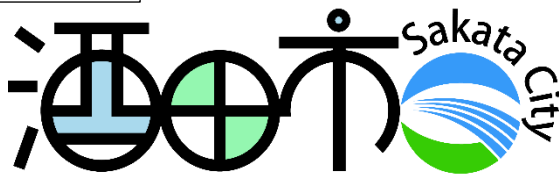
(4) 酒田記者クラブ加盟社以外の報道機関 フリー質問

(5) その他

2 閉 会

◆その他配布資料

- ・復旧・復興事業の進捗等実施状況



令和8年7月1日

酒田記者クラブ加盟社 各位

酒田市生活応援商品券を配布します

酒田市では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市民生活の負担軽減と地域経済の活性化を目的として、市民1人あたり1万円分の「酒田市生活応援商品券」を配布します。

つきましては、取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

◆商品券の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 配布対象 | 令和8年5月1日時点で本市に住民票のあるかた |
| (2) 対象人数 | 約92,000人（見込み） |
| (3) 配布総額 | 約9.2億円（見込み） |
| (4) 配布時期 | 7月1日より順次開始（7月末までに市内を一巡） |
| (5) 配布方法 | 世帯主宛てに、ゆうパックによる対面配送 |
| (6) 利用可能期間 | 8月1日～10月31日（3か月間） |
| (7) 利用可能店舗 | 市内729店舗（5月15日時点） |
| (8) 商品券仕様 | 1,000円券×10枚（市民1人につき1冊1万円分） |
| (9) 利用不可品目 | たばこ、金券、公共料金など |
| (10) 公式ホームページ | https://sakata-ouen.jp/ |

＜本事業における新たな取り組み（事業者支援・DXの推進）＞

○二次元コードを活用した換金システムを導入し、事業者の換金手続きを効率化

○スマホアプリで商品券を読み取るだけで申請が完了

○事務局の確認作業もデジタル化し、従来の換金処理時間を大幅に短縮



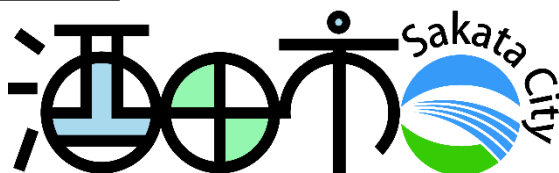
●お問い合わせ

生活応援商品券事業実行委員会事務局

（企画調整課内）守屋・大谷・菊池

TEL 43-0885 FAX 43-6641

Eメール s-shoken@city.sakata.lg.jp



令和 8 年 7 月 1 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

旧鐙屋修復工事見学会を開催します

このたび、「旧鐙屋修復工事見学会」を開催します。
つきましては、取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

◆ポイント

- 国指定史跡旧鐙屋は、令和 2 年 10 月 1 日から耐震補強工事等で休館し、修復事業を継続して行っております。
- 見学会では、工事中の旧鐙屋の内部を公開します。
- 今回、屋根工事用の足場を解体するため、酒田で唯一現存する「石置杉皮いしおきすぎかわ葺ぶきやね屋根」を間近で見られる最後の機会となります。

日 時／7 月 12 日（日）午前 9 時 30 分～正午

場 所／史跡旧鐙屋

内 容／午前 10 時と午前 11 時に解説を行います。

申し込み／当日会場（旧鐙屋裏側）へ

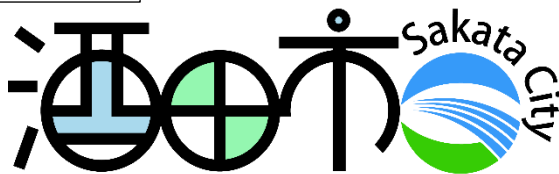
◆バリアフリーではありませんのでご了承ください。

●お問い合わせ

文化政策課 川島、那須

TEL 24-2994 FAX 26-6482

E メール bunkazai@city.sakata.lg.jp



令和 8 年 7 月 1 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

ふるさとカフェ拡大版を開催します

令和 6 年 7 月の大雨災害から 2 年。被災された方々や地域の皆さまが集い、交流できる場として、ふるさとカフェ拡大版を開催します。

つきましては、取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

◆ポイント

- 鳥海八幡中学校 1 年生の皆さんが考えた企画と、合同会社 COCOSATO 代表 阿部彩人さんによる地域活動紹介映像をステージで発表します。
- 大沢地区地域おこし協力隊・備前元太さんの企画「頭と体の運動」などを実施します。
- 障がい者就労支援事業所などによるスイーツ・お弁当・お惣菜などの販売を実施します。
- 令和 6 年 7 月の大雨災害で被害を受けた戸沢村の被災者の皆さまも参加します。

日 時／7 月 24 日（金）午前 10 時～正午

場 所／八幡タウンセンター交流ホール

対 象／どなたでも

主 催／酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター

共 催／酒田やわた未来会議

◆詳細はチラシをご覧ください。

●お問い合わせ

地域福祉課福祉総合相談係 土井、石垣

TEL 26-5424 FAX 26-5796

E メール chiikifukushi@city.sakata.lg.jp

地域みんなで楽しもう



ふるさと カフェ



拡大版

7/24 金 10:00-12:00

場所：八幡タウンセンター
(交流ホール)

令和6年7月の大雨災害から2年。

被災された方や地域の皆さんが集い、交流できる場として開催します。

どなたでもご参加いただけますので、ぜひお気軽にお越しください！

♪ ステージタイム

10:05～11:15

鳥海八幡中学校1年生の皆さんが考えた企画と、阿部彩人さん（合同会社COCOSATO代表）による地域活動紹介映像をお楽しみいただけます。



カフェタイム

10:05～12:00

コーヒーやお茶を片手に、再会と交流のひとときをお過ごしください。
大沢地区地域おこし協力隊・備前元太さん企画の「頭と体の運動」などもあります。



販売コーナー

11:00～12:00

障がい者就労支援事業所等による、スイーツ・お弁当・お惣菜などの販売を行います。



申込み不要、入場無料。出入りも自由ですので、お気軽にお立ち寄りください。

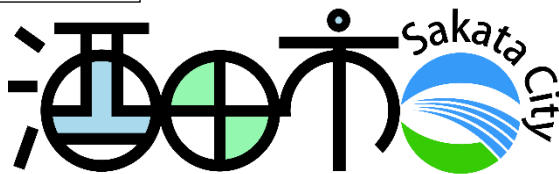
主催・お問い合わせ先：酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター

☎ 0234-23-5764

✉ sasaeai@sakata-shakyo.or.jp

共催：酒田やわた未来会議

企画協力：合同会社COCOSATO、大沢地区地域おこし協力隊&集落支援員



令和 8 年 7 月 1 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

宝くじスポーツフェア 「ドリーム・ベースボール」を開催します

このたび、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじスポーツフェア「ドリーム・ベースボール」を開催します。

つきましては、取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

◆ポイント

①少年少女ふれあい野球教室

小中学生を対象に、元プロ野球選手から直接指導を受ける野球教室を実施。

②ドリーム抽選会

正午までの来場者を対象に、選手のサイン入りバットやグラブ、ボールが当たる抽選会を開催。観覧受付において、先着 500 名に特製タオルを配布。

③アトラクションとドリーム・ゲーム（親善試合）

本市選抜チームが元プロ野球選手に挑む。ドリーム・ゲームには堀内恒夫氏や谷沢健一氏をはじめとする総勢 20 名の元プロ野球選手が出場。

日 時／9 月 6 日（日）午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分（午前 9 時～観覧受付）

【少年少女ふれあい野球教室】午前 9 時 45 分～11 時 45 分

【ドリーム抽選会】正午～午後 0 時 15 分

【ドリーム・ゲームとアトラクション】午後 1 時～3 時

場 所／SHONAI ENERGY スタジアム（光ケ丘野球場）※雨天時 INPEX 酒田アリーナ

入 場／観覧には入場整理券（無料）が必要です。

＜入場整理券の配布＞

配布開始日／8 月 3 日（月）（10,000 枚配布予定。なくなり次第終了）

配 布 場 所／市役所 6 階 スポーツ振興課のほか

SHONAI ENERGY スタジアム（光ケ丘野球場）、INPEX 酒田アリーナ、
八幡体育館、平田 B&G 海洋センター体育館、松山里仁館の各施設

配 布 時 間／各配布施設の開館時間内

配 布 枚 数／1 人 5 枚まで（6 枚以上必要な場合は市スポーツ振興課へ）

※年齢に関わらず 1 人 1 枚の入場整理券が必要です。

●お問い合わせ

スポーツ振興課 高野

TEL 43-6651 FAX 23-2257

E メール sports@city.sakata.lg.jp

7月定例記者会見 代表質問に関連する資料

【総務課復興本部事務局】

1 確定している被害状況
別紙のとおり

2 避難者、仮設住宅の推移（プレハブ、みなし：データ・発生当初、最大値、直近値）

■避難者の人数 避難所の最大避難者数1,752人
（令和6年9月28日午後7時00分で全員退所）

※発災当時に自宅にいた方が、数か月後に親戚宅に避難するようなケースもあるため、それ以降の時点ごとやケースごとの把握はしていない。

■仮設住宅等入居者の意向確認状況

4月15日現在 （単位：世帯）

	みなし仮設住宅	市営住宅	県営住宅・公舎	計
無償期間終了後の意向	7 (八幡5+西荒瀬2)	15 (八幡13+松山1+ 西荒瀬1)	4 (八幡2+西荒瀬2)	26
自 宅	1	1		2
継続入居（有償）	4	11	3	18
転居（市内賃貸住宅）		2		2
新築（市内）	1		1	2
新築（市外）		1（遊佐町）		1
中古（市内）	1			1

■公的住宅に避難した世帯

（単位：世帯/（人））

公的住宅に避難した 世帯（延べ数）	みなし仮設住宅 世帯/（人）	市営住宅 世帯/（人）	県営住宅・公舎 世帯/（人）	計 世帯/（人）
延べ最大入居者	11（34）※	45（99）※	10（20）	61（152）
これまで退去した方	4（17）	30（70）※	6（15）	40（102）
現在入居中の方	7（17）※	15（29）	4（5）	26（51）

※・・・1世帯（2人）が「市営住宅」から「みなし住宅」に変更したため重複カウント。

■これまで退去した方

6月15日現在（単位：世帯）

	みなし仮設住宅	市営住宅	県営住宅・公舎	計
【居住先】	4	30	6	40
自宅（修理・改築）	4	19・1	4・1	29
新築（市内）	0	2	1	3
中古（市内）	0	5	0	5
親戚・知人	0	2	0	2
その他	0	1（みなしへ）※	0	1

■現在入居中（無償期間終了後の意向確認）

6月15日現在（単位：世帯）

	みなし仮設住宅	市営住宅	県営住宅・公舎	計
【居住先（予定）】	7※	15	4	26
自宅	1	1		2
継続入居（有償）	4	11	3	18
転居（市内賃貸住宅）		2		2
新築（市内）	1		1	2
新築（市外）		1（遊佐町）		1
中古（市内）	1			1

3 仮設住宅の延長を申し出ている世帯、人数、その態様

- プレハブ仮設住宅 無
- 仮設の延長申し出世帯 無
- 賃貸住宅（みなし仮設住宅・市営住宅等）の継続利用：18世帯（全て自己負担：公費負担無）

令和6年7月25日からの大雨による状況について（第二十六報）

令和8年6月30日(火) 時点

酒田市総務部危機管理課

連絡先：0234-26-5701

1 概況

（１）降水量

○総降雨量（7/24 00：00 から 7/27 24：00 まで）

・坂本（酒田市山元）	410.0mm
・酒田大沢（酒田市大蔵）	407.5mm
・白糸の滝（酒田市中野俣）	351.0mm
・酒田（酒田市亀ヶ崎）	305.0mm
・浜中（酒田市浜中）	214.0mm
・飛島（酒田市飛島）	88.0mm

○1時間降水量の期間最大値（7/24 00：00 から 7/27 24：00 まで）

観測地点	1時間降水量	起時	参考事項
酒田	86.0mm	7/25 9:34	S24.8.24の77.8mmを更新
酒田大沢	67.5mm	7/25 12:24	—
浜中	55.0mm	7/25 8:45	—

○3時間降水量の期間最大値（7/24 00：00 から 7/27 24：00 まで）

観測地点	3時間降水量	起時	参考事項
酒田	153.5mm	7/25 11:20	R2.9.4の146.5mmを更新
酒田大沢	130.0mm	7/25 12:30	—
浜中	110.0mm	7/25 10:50	—

○24時間降水量の期間最大値（7/24 00：00 から 7/27 24：00 まで）

観測地点	24時間降水量	起時	参考事項
酒田大沢	357.5mm	7/26 04:20	—
酒田	289.0mm	7/26 04:00	H23.8.18の179.5mmを更新

（２）累加降水量の最大値

○主な観測地点における累加降水量の最大値（7/24 00：00 から 7/27 24：00）

観測地点（所在地）	累加降水量	降雨開始時刻	最大時間雨量
酒田大沢（酒田市大蔵）	407.5mm	7/24 6:00	49mm（7/25 08:00～09:00）
坂本（酒田市山元）	394mm	7/24 21:00	60mm（7/25 09:00～10:00）
田沢川ダム（酒田市山元）	368mm	7/24 22:00	56mm（7/25 21:00～22:00）
白糸の滝（酒田市中野俣）	333mm	7/24 21:00	39mm（7/25 09:00～10:00）

観測地点（所在地）	累加降水量	降雨開始時刻	最大時間雨量
酒田(酒田市上安町)	332mm	7/24 21:00	92mm(7/25 08:00～09:00)
臼ヶ沢(酒田市臼ヶ沢)	332mm	7/24 23:00	64mm(7/25 21:00～22:00)
山楯(酒田市山楯)	304mm	7/24 20:00	54mm(7/25 08:00～09:00)
酒田(酒田市亀ヶ崎)	294mm	7/24 20:00	71mm(7/25 08:00～09:00)
市条(酒田市市条)	293mm	7/24 20:00	47mm(7/25 08:00～09:00)
大蔵(酒田市大蔵)	269mm	7/24 6:00	50mm(7/25 08:00～09:00)
浜中(酒田市浜中)	206mm	7/24 15:00	50mm(7/25 08:00～09:00)
飛島(酒田市飛島)	74mm	7/24 19:00	18mm(7/25 11:00～12:00)

※山形県河川砂防情報システムより

- ・酒田大沢(酒田市大蔵)の累加降水量は、気象庁の資料より
- ・最大時間雨量は、1時間ごとの値の期間最大値

(3) 気象警報等発表状況(7/24 00:00 から 7/27 24:00 まで)

区 分	注意報	警 報	特別警報	警報に切替	注意報切替	解除
大 雨	7/24 19:47	7/25 08:15 (土砂災害) 7/25 08:41 (土砂災害、浸水害)	7/25 13:05 (浸水害) 7/25 23:40 (浸水害)	7/25 20:10 (土砂災害、浸水害) 7/26 05:50 (土砂災害)	7/26 21:32	7/27 20:16
洪 水	7/24 17:22 7/25 06:07	— 7/25 8:41	— —	— —	— 7/26 21:32	7/24 23:19 7/27 01:22

(4) 土砂災害警戒情報

警戒対象地域	発表	解除
酒田市北部(八幡地域)	7/25 08:27	7/26 15:25
酒田市南部(酒田、平田、松山地域)	7/25 08:35	7/26 15:25
酒田市飛島(離島)	—	—

(5) 線状降水帯の発生情報

次のとおり、山形地方気象台より、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いていると気象情報あり。

①令和6年7月25日午後1時7分発表(顕著な大雨に関する山形県気象情報 第1号)

対象：庄内地方、最上地方

②令和6年7月25日午後10時47分発表(顕著な大雨に関する山形県気象情報 第2号)

対象：村山地方、庄内地方、最上地方

(6) 河川水位の状況

①最上川下流

	最上川下流（下瀬）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	1.40m	7/25 13:20	1.43m	7/27 8:30	1.36m
氾濫注意水位	2.20m	7/25 16:30	2.21m	7/27 0:40	2.19m
避難判断水位	2.80m	7/25 18:50	2.82m	7/26 19:00	2.78m
氾濫危険水位	3.00m	7/25 19:30	3.02m	7/26 17:00	2.99m
時点最高水位	7/26 6:50		4.04m		

	最上川下流（白ヶ沢）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	13.00m	7/25 14:50	13.15m	7/27 3:10	12.97m
氾濫注意水位	14.00m	7/25 15:50	14.07m	7/26 22:50	13.99m
避難判断水位	16.20m	7/25 23:10	16.20m	7/26 14:20	16.19m
氾濫危険水位	16.50m	7/25 0:10	16.53m	7/26 13:20	16.47m
時点最高水位	7/26 6:40		17.99m		

②荒瀬川

	荒瀬川（市条）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	1.80m	7/25 8:35	1.83m	7/26 2:45	1.77m
氾濫注意水位	2.90m	7/25 9:20	2.93m	7/25 17:00	2.89m
避難判断水位	3.20m	7/25 9:30	3.22m	7/25 16:00	3.17m
氾濫危険水位	3.70m	7/25 10:10	3.72m	7/25 15:10	3.62m
時点最高水位	7/25 13:30		4.74m		

③日向川

	日向川（穂積）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	3.10m	7/25 9:55	3.17m	7/25 20:10	3.07m
氾濫注意水位	4.30m	7/25 10:55	4.33m	7/25 17:40	4.28m
避難判断水位	4.90m	7/25 11:50	4.92m	7/25 16:25	4.86m
氾濫危険水位	5.60m	7/25 13:05	5.63m	7/25 15:25	5.59m
時点最高水位	7/25 13:40		6.20m		

④京田川

	京田川（十五軒）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	4.00m	7/25 14:25	4.01m	7/27 4:00	3.99m
氾濫注意水位	4.60m	7/25 16:40	4.60m	7/26 18:40	4.59m
避難判断水位	5.10m	7/25 19:10	5.10m	7/26 12:10	5.09m
氾濫危険水位	5.30m	7/25 20:50	5.30m	7/26 9:00	5.29m
時点最高水位	7/26 3:10		5.44m		

⑤相沢川

	相沢川（石名坂）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	2.30m	7/25 9:50	2.44m	—	— m
氾濫注意水位	3.70m	7/25 11:00	3.74m	—	— m
避難判断水位	5.40m	7/25 13:10	5.40m	—	— m
氾濫危険水位	5.89m	7/25 22:30	5.95m	—	— m
時点最高水位	7/26 1:00		6.89m		

※山形県河川砂防情報システムより（令和6年7月25日からの状況）

相沢川は、「7/26 5:10 水位 6.89m」の情報を最後に閉局

2 避難指示等の発令状況

- （1）大雨により土砂災害警戒情報が発表されたため、7月25日午前8時29分に「八幡地域、松山地域、及び平田地域」に警戒レベル4【避難指示】を発令。
- （2）酒田地域で浸水被害の危険が高まったため、午前11時12分に警戒レベル4【避難指示】を発令。これにより、酒田市全域に警戒レベル4【避難指示】の発令となった。
- （3）午後1時5分到大雨特別警報（浸水害）が発表され、その後に荒瀬川の越水の情報があったため、午後2時5分に「八幡地域」に警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- （4）日向川の氾濫の情報があったため、午後7時5分に西荒瀬地区へ警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- （5）京田川が氾濫危険水位を超過。午後9時40分に「広野地区、広栄町、京田、錦町」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。
- （6）最上川が氾濫危険水位に達する可能性ありと情報。午後10時10分に「亀ヶ崎、港南、松原、十坂、宮野浦、新堀、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。
- （7）相沢川（石名坂観測所）で氾濫危険水位を超過したと、田沢川ダムの放流予定ありと情報あり。10時55分に「相沢川流域の各地区、田沢川流域の各地区」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。

- (8) 最上川右岸の遊摺部付近で越水の可能性があるため、7月26日 午前2時10分に、次の地区に警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。なお、想定される越水の時刻は最速で午前2時50分頃。対象は、「亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区」。
- (9) 袖浦川に越水の危険があるため、午前2時58分に、「錦町1～5丁目」へ警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- (10) 市内に発表されていた土砂災害警戒情報が7月26日午後3時25分に解除され、同日午後5時に市内の河川すべてが氾濫危険水位を下回ったことで、同日午後5時3分をもって、市内に発令していた警戒レベル5【緊急安全確保】、及び警戒レベル4【避難指示】を全て解除。

3 避難状況等

(1) 対象地区

①警戒レベル5【緊急安全確保】 → 7月26日午後5時3分に解除

- ・八幡地域の全域 1,888世帯 4,880人(男 2,336人 女 2,544人)
- ・西荒瀬地区 934世帯 2,347人(男 1,148人 女 1,199人)
- ・亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区
11,218世帯 16,283人(男 7,740人 女 8,543人)
- ・錦町1～5丁目 1,042世帯 2,361人(男 1,206人 女 1,155人)

②警戒レベル4【避難指示】 → 7月26日午後5時3分に解除

酒田地域、松山地域、及び平田地域(①警戒レベル5の地区を除く)

27,454世帯 68,788人(男 33,036人 女 35,752人)

※世帯数と人口は令和6年6月30日現在

(2) 避難所等の開設状況 0か所(令和6年9月29日(日) 18:00で全て閉鎖)

※西荒瀬コミセンを7/27 17:00に再開設

十坂コミセンを7/29 11:00に閉鎖

一條小学校を7/29 12:00に閉鎖

松嶺コミセンを8/20 18:35に閉鎖

西荒瀬コミセンを9/4 11:15に閉鎖

内郷コミセンを9/7 16:30に閉鎖

日向コミセンを9/15 17:10に閉鎖

大沢コミセンを9/23 7:30に閉鎖

一條コミセンを9/29 18:00に閉鎖

(3) 避難所等の最大開設数 63か所

※7/27 11:00に、十坂コミセンを新規で開設。7/25に袖浦川の越水により冠水した錦町住民の熱中症対策のため。

(4) 現在避難者数 0人(令和6年9月28日(土) 19:00で全員退所)

※停電していた大沢コミセンは7/31に復電。8/1以降からは、大沢コミセンの避難者数も含めている。

※指定避難所への避難者のほか、大沢地区等で 150 人程度の在宅避難者、避難場所への自主避難者がいることを、訪問等により把握している。

(5) 最大避難者数 1,752 人 (令和 6 年 7 月 26 日 (金) 4:00 時点)

- (6) そ の 他
- ・ 7/28～7/30 に、日本海病院のDMAT【災害派遣医療チーム】2 班が、各避難所を巡回し避難所のアセスメントを実施
 - ・ 7/29 から 8/6 まで、DHEAT【災害時健康危機管理支援チーム】が、八幡支所を拠点に支援
 - ・ 8/1 から 8/31 に、日本赤十字社山形県支部「こころのケア班」が活動（傾聴活動等）
 - ・ 8/15 から週 1 回、やまがた J R A T（県災害リハビリテーション推進協議会）が各避難所を巡回（終了）
 - ・ 8/6～8/9 から県栄養士会による栄養指導（戸別訪問、避難所訪問）
 - ・ 市保健師が中心となり訪問活動。平日 16 時から、保健所、総合支所とミーティングを実施（継続中 7/30 からオンラインも含め 1 日 3 回程度から開始、以降徐々に開催頻度を減らし、月 1 回の開催は 8.4/13 で終了）
 - ・ 8/25 に酒田地区歯科医師会が一條コミセン、内郷コミセンを訪問

4 災害救助法の適用

次のとおり、本市に対し、災害救助法の適用が決定。

適用年月日：令和 6 年 7 月 25 日

被害の状況等：令和 6 年 7 月 25 日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

備考：災害救助法施行令 第 1 条 第 1 項 第 4 号適用

5 被災者生活再建支援法の適用

次のとおり、本市に対し、被災者生活再建支援法の適用が決定。

決定日：令和 6 年 8 月 23 日

発生日：令和 6 年 7 月 25 日

備考：被災者生活再建支援法施行令 第 1 条 第 2 号適用
(本市における住宅被害 全壊が 10 以上)

6 激甚災害の指定

次のとおり、「令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行。

閣議決定：令和 6 年 9 月 6 日

公布・施行：令和 6 年 9 月 11 日

災 害 名：令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害

(※令和6年梅雨前線による災害)

7 被害状況（暫定版）

(1) 人的被害 ○死者 1名(86歳 女性)

(経過)

- ・7/25(木) 10:30頃に自宅より避難途中で行方不明
- ・7/27(土) 八幡地域での行方不明者の報を受け捜索開始。以降、自衛隊、警察、消防、消防団等で捜索を実施
- ・7/31(水) 酒田警察署で、13:50頃に上青沢地内の三保六(さぶろく)橋付近にて行方不明の女性らしき人物を発見
- ・8/7(水) 酒田警察署より、DNA鑑定等を進めた結果、行方不明の女性と発表あり

(2) 住宅等被害 ○災害に係る住家の被害認定調査件数(令和6年11月30日現在)【確定】

- ・調査対象 2,273件
- ・調査済件数 2,273件

＜住家被害認定調査＞

(単位：件)

調査済	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊 (床下浸水)	被害なし	その他 (非住家等)
2,273	13	15	31	182	47	511	1,069	405

※調査対象エリアを設定し、面的に調査しているため、罹災証明の発行件数とは異なります。

調査実施区域：市街地の一部、西荒瀬地区の一部、八幡地域の一部、松山地域の一部、平田地域の一部

(参考) 山形県災害報告取扱要領による報告値

(単位：件)

調査済	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	被害なし	その他 (非住家等)
2,273	13	228	47	511	1,069	405

○建物浸水情報 298(床上 70 床下 218 判別不明 10)

- ・個別に報告があった浸水情報 51(床上 30 床下 11 判別不明 10)

※個別に寄せられた情報の積み上げ

- ・西荒瀬地区の建物浸水状況 247(床上 40戸 床下 207戸)

※コミ振からの情報。上段は住居用のみ。その他、小屋等浸水多数

- ・袖浦川の越水により、錦町の浸水が約50件
- ・八幡地域(荒町)の市営アパート12棟が浸水
- ・十坂コミセンの入口冠水
- ・八幡地域の一統地区、観音寺地区、大沢地区で広範囲に浸水

- ・松山地域の内郷地区で浸水
- ・平田地域の南平田地区と砂越・砂越緑町地区で浸水（床上 1 棟、床下 2 棟）

- (3) 観光施設
- ・家族旅行村の水位計 落雷による機器の故障 1（施設運営に影響なし）
 - ・ゆりんこの敷地で一部土砂崩れ

- (4) 市道関係 ○被災市道 9 9 路線

＜地域別の状況＞

(令和 8 年 6 月 30 日現在)

路線	被災路線数	被災箇所数	通行可	通行止め	片側交互通行
酒田地域	8	14	7	1	0
八幡地域	44	117	35	9	0
松山地域	9	11	9	0	0
平田地域	38	91	37	1	1
合計	99	233	88	11	1

※「被災箇所数」以外の単位は、「路線」数

※「通行可」は仮復旧を含む

＜被災の状況＞

(令和 8 年 6 月 30 日現在)

原因	倒木・ 流木	道路崩 壊・陥没	舗装 損傷	法面・路 肩崩壊	護岸崩 壊・洗堀	擁壁崩 壊	土砂 堆積	橋	安全施設 (柵等)破損	水路閉 塞・破損
307	15	43	20	101	11	6	58	11	15	27

※同一路線で、複数の被災がある路線あり

~~○道路冠水 4 4 3~~

~~・その他、確認中~~

- (5) 国・県道関係 ○国道 3 4 4 号 道路陥没等の被害多数あり

- ・八幡保育園前交差点から、最上地方方面にかけ全面通行止め

~~→ 10/25 に、一部の規制 (片側交互通行、幅員規制) はあるものの、
全区間の応急復旧が完了~~

(応急復旧の経過)

- ・ 7/30 石田橋付近の迂回路が完成（片側交互通行）
- ・ 7/31 中台橋付近の迂回路が完成
- ・ 8/ 9 中台橋東側の応急復旧の完了（片側交互通行）
- ・ 9/30 観音寺から北青沢の区間について、応急復旧が完了（片側交互通行）
- ・ 10/25 北青沢から真室川町差首鍋の区間について、応急復旧が完了 ~~(片側交互通行、幅員規制あり)~~

~~※峠区間は引き続き幅員規制 (幅 2.2m) があり、積載量が 4 t を超える~~

~~トラック等や大型バスは通行不可~~

(6) 橋梁関係

○落橋 2 橋

- ・市道日湯線 小平沢橋（下青沢地内）
- ・市道村北鹿島線 谷地田橋（北俣・中野俣地内）

(7) 林道関係

○被災林道 5 2 路線、9 5 か所被災

- ・林道山楯線崩壊

(8) 農道関係

○被災農道 1 1 2

（主な箇所）

- ・南麓に向かう道路（1 号線）の法面崩壊
 - ・山谷農免農道の法面崩落（北俣地内） $L=30m \times H=10m$
 - ・鳥海南麓第 5 号幹線農道の法面崩落（北沢地内） $L=100m \times H=20m$
 - ・農道の法面崩落（泥沢地内） 約 9m にわたり崩落
 - ・農道の法面が洗堀し空洞化（大蔵地内） 2 か所
 - ・農道に倒木（大蔵地内） 山腹の山林が倒れて農道を全面に塞いでいる
 - ・農道に倒木（大蔵地内） 山腹の山林が倒れて農道の一部を塞いでいる
 - ・基幹農道二タ子線の法面崩落、道路路面陥没、土砂崩れ等（大蔵地内）
 - ・農道の法面崩落（茗ヶ沢地内） 法面が崩落し、土砂で農道を塞いでいる
 $W=6m \times H=4m$
 - ・過疎基幹農道線升田の法面崩落、道路路面陥没
 - ・ふるさと緊急農道線升田（升田地内）の路面に土砂崩れによる土砂流入
 - ・農道草津線（草津地内）への農業用ファームポンドの土砂崩れ及び水路への土砂流入
 - ・農道草津線（草津地内）への土砂崩れ
 - ・農道下黒川線に倒木（下黒川地内）
 - ・農道下黒川線（下黒川地内）への土砂崩れ及び路面陥没
- (9) 河川関係
- ・荒瀬川が溢水（上青沢地内 1 か所、大蔵地内 1 か所、常禅寺地内 1 か所、大豊田地内 2 か所）
 - ・日向川が溢水（穂積地内 1 か所） 護岸損傷（左岸）あり
→ 8/12 県庄内総合支庁で大型土のうを設置し、応急対応済み
 - ・境川が溢水（横代地内 1 か所）
 - ・竹田川が溢水（竹田地内 1 か所）
 - ・鈴川が溢水（山寺地内 1 か所）
 - ・袖浦川が溢水（坂野辺新田・宮野浦地内 1 か所、広野地内 1 か所）
 - ・その他の被災河川（市管理分） 2 9

<地域別の状況>

(令和8年6月30日現在)

市管理河川	被災河川数	被災箇所数	備 考
酒田地域	1	5	
八幡地域	10	43	
松山地域	7	13	
平田地域	13	23	
合計	31	84	

(10) ライフライン（上水道） ○八幡地域で断水発生

(最大断水軒数約 1,011 軒、全軒解消済み。)

- ・大沢地区（大蔵、上青沢、北青沢、下青沢）、常禅寺地区、麓地区の一部 252 軒
9/3 17:00 時点で仮復旧済み。
- ・観音寺地区（観音寺、山根、荒町、観音寺、小泉、大久保、塚淵、芹田、北仁田、橋本、福山、新出地区） 約 759 軒
→ 7/27 12:30 時点で仮復旧済み。

○平田地域で断水発生

(最大断水軒数約 67 軒 全軒解消済み)

- ・田沢地区（小林、山元、西坂本地区） 56 件
→ 7/27 13:00 時点で仮復旧済み
- ・中野俣地区（円能寺） 11 軒
→ 8/1 19:00 時点で仮復旧済み。

(下水道) ○八幡浄化センター（1 階）が水没

9/7 仮設運転実施

○松山浄化センター（1 階）が水没

8/15 仮設運転実施

○青沢地区農業集落排水処理施設（地階）が水没

8/9 仮復旧済み

(11) ライフライン（ガス・電気等） ・酒田、八幡、松山地域の広範囲で停電あり。

最大停電戸数は 3,353 戸（令和 6 年 7 月 25 日 23 時）

8/1 に全ての地域で復旧済み。

(12) 公園等

- ・東平田さくら公園 法面一部崩落
- ・最上川下流緑地 日陰だな崩壊等
- ・舞鶴公園 照明灯及び舗装破損
- ・小泉中央公園 広場洗堀、土砂堆積等
- ・荒町公園 土砂堆積
- ・臼ヶ沢農村公園 フェンス破損
- ・松山河川運動公園 流木堆積
- ・松山多目的運動広場への土砂崩れ（山寺地内）

- ・眺海の森グラウンドへの土砂崩れ（田沢地内）
- ・外山キャンプ場の管理用道路の洗堀（外山越地内）
- (13) 学校
 - ・学校施設 雨漏り 1、落雷、停電等による機器の故障 3
- ※7/26 全校休校
- (14) 保育園
 - ・八幡保育園 園庭に土砂流入、施設の床上浸水（約 1cm）、柵の破損等
 - ・小鳩保育園 園庭及び園舎に床下浸水（正面玄関まで浸水したが、保育室等には浸水被害なし）、園庭遊具（丸太）の移動
 - ・北平田保育園 雨漏り被害 2 か所
 - ・みなと保育園 落雷により火災受信機故障
- ※7/25 7 園休園、学童 1 箇所のみ開所
- (15) 福祉施設
 - ・市内子育て支援センター閉鎖（酒田、八幡、松山、平田）
 - ・介護施設 浸水による機器の故障等 7、落雷による機器の故障 1
- (16) 農業
 - 農作物等の被害（令和 6 年 11 月 29 日現在）
 - ①農作物（浸水、冠水、土砂流入、樹体被害） 合計 5,413ha
 - 水稲 5,063.60ha、大豆 283.60ha、日本なし 26.50ha、枝豆 9.72ha、オクラ 0.10ha、ミニトマト 0.90ha、メロン 0.40ha、アスパラガス 1.26ha、ねぎ 6.58ha、ぶどう 1.73ha、菊 3.46ha、トルコキキョウ 0.03ha、飼料作物等 14.80ha、牧草、WCS
 - ②農業施設（浸水）
 - 農業用ハウス、カントリーエレベーター（松山地域）、畜舎、農作業小屋
 - ③農業用機械（浸水、冠水）
 - 機械類多数、無人ヘリコプター 2 機
 - 農地の被害 184、水路 158、その他 44（頭首工、揚水機場他）（主な箇所）
 - ・生石地区で畑の段崩れ（前段の被害を含む）
 - ・八幡地内で水田に冠水（前段の被害を含む）
- (17) 山林
 - 八幡地域（主な箇所）
 - ・土砂流出と河川氾濫の複合要因によるもの 常禅寺地内、北青沢地内
 - ・土砂災害警戒区域で地滑り発生 升田地内 1 か所
 - ・土砂災害警戒区域から土砂流出 常禅寺地内 1 か所、下青沢地内 2 か所、大蔵地内 1 か所、上青沢地内 1 か所、新出地内 2 か所、下黒川地内 1 か所
 - ・土砂災害警戒区域急傾斜地の崩壊及び土砂崩れ 南平沢地内 1 か所、寺田地内 2 か所、大蔵地内 1 か所、上青沢地内 2 か所、北青沢地内 1 か所、新出地内 3 か所、下黒川地内 2 か所、上黒川地内 1 か所
 - ・河川砂防課へ対応依頼、情報提供をおこなったもの 寺田地内（宅内への土砂流入）、上青沢地内（擁壁と擁壁の間より宅地へ土砂流入）、下黒川地内（宅地への土砂流入）、新出地内（宅内への土砂流入）

- ・土砂災害警戒区域外での土砂崩れ（法面崩落含む） 市条地内 1 か所、麓地内 2 か所、常禅寺地内 2 か所、下青沢地内 3 か所、大蔵地内 7 か所、上青沢地内 3 か所、北青沢地内 3 か所、新出地内 2 か所、下黒川地内 6 か所、草津地内 4 か所、升田地内 2 か所、赤剥 1 か所、泥沢地内 3 か所

○平田地域

（主な箇所）

- ・土砂災害警戒区域で地滑り発生 山楯地内 1 か所、楯山地内 1 か所、山元地内 3 か所、田沢新田地内 1 か所、北俣地内 1 か所
- ・土砂災害警戒区域から土砂流出 山楯地内 1 か所
※住宅等への被害なし。県庄内総合支庁河川砂防課へ対応依頼済み
- ・土砂災害警戒区域急傾斜地の崩壊及び土石流 北俣地内 1 か所
- ・平田地域で地滑り発生 西坂本地内 1 か所、北俣地内 2 か所、山元地内 1 か所
- ・住宅法面一部崩落 山元地内 1 か所（※空き家）
- ・宅地内への土砂流入 楯山地内 1 か所

○松山地域

（主な箇所）

- ・土砂災害警戒区域で土砂崩れ発生 大沼新田地内 1 か所
- ・土砂災害警戒区域急傾斜地の崩壊及び土砂崩れ 臼ヶ沢地内 1 か所、引地地内 1 か所
※住宅等への被害なし。県庄内総合支庁河川砂防課へ対応依頼済み
- ・松山地域で土砂崩れ 引地地内 2 か所
- ・成沢川砂防流路閉塞（成興野地内） 流路詰まり L=20m

（18）ため池

○ため池の被害 4

（主な箇所）

- ・ため池（道栄堤）堤体崩壊（土淵地内）
- ・ため池（餅山堤 1）法面崩壊（下餅山地内）
- ・大ため池周辺遊歩道路肩崩落（山寺地内）

（19）飛島

- ・県道に倒木（法木地区） 1 → 7/26 に撤去済み。
- ・その他の被害は確認できず。

（20）その他

- ・法定外道路の浸食（水路増水に伴い道路路面中央が掘削） 平田地域の三栗谷地内 1 か所
- ・法定外道路の崩落（河川増水に伴う崩落） 平田地域の田沢地区 1 か所
- ・るんるんバス、デマンドタクシーの運転見合わせ（7/25 の午後）
- ・家の裏の庭に流木
- ・空港レンタカー駐車場（市営駐車場）の西面法面の崩れ

8 被害額（暫定額） 約140.93億円（前回比 +1.69億円）

（1）公共土木施設関係（令和8年6月30日現在）

①公共土木施設災害復旧事業分（道路・河川・橋梁）

区 分	被災数（箇所）	被害総額（億円）		
		前回比	前回比	
道 路	39	—	約 9.25	▲ 0.30
河 川	22	+ 1	約 7.78	▲ 0.16
橋 梁	4	▲ 1	約 6.77	+ 0.01
合 計	65	—	約 23.80	▲ 0.45

~~※山形県発表被害額（R7.2.4 現在）の内数とは一致しません。~~

②単独事業

区 分	被災数（箇所）	被害総額（億円）		
		前回比	前回比	
道 路	189	+ 16	約 2.49	+1.17
河 川	49	—	約 0.76	—
合 計	238	+ 16	約 3.25	+1.17

③公共土木施設災害復旧事業分（上・下水道）

区 分	被災数（箇所）	被害総額（億円）		
		前回比	前回比	
上水道施設	2	—	約 6.29	—
下水道施設	3	—	約 5.38	—
合 計	5	—	約 11.67	—

※下水道施設には農業集落排水処理施設も含めています。

※山形県発表被害額（R7.2.4 現在）の内数とは一致しません。

（2）農林水産関係（令和7年1月31日現在）

区 分	被災数	被害総額（億円）		
		前回比	前回比	
①農作物	5,413ha	—	約 35.89	+ 0.02
②農業用機械	650 件	—	約 5.85	—
③農業施設等（ハウス・畜舎等）	4.69ha	—	約 7.29	—
④農地・農道・土地改良施設	502 件	—	約 47.00	—
⑤林道関係	52 路線	—	約 6.90	+ 1.62
合 計	—	—	約 102.93	+ 1.64

9 市の対応

7/25 (木)	08 : 00	第 1 警戒配備 (危機管理課、土木課、及び各総合支所)
	08 : 29	警戒レベル 4 【避難指示】を発令 (八幡地域、松山地域、及び平田地域)
	08 : 40	第 1 非常配備 災害対策本部設置
	09 : 30	災害対策本部会議 (第 1 回)
	11 : 12	警戒レベル 4 【避難指示】を発令 (酒田地域) ※対象を市内全域に拡大
	11 : 30	災害対策本部会議 (第 2 回)
	14 : 05	警戒レベル 5 【緊急安全確保】を発令 (八幡地域)
	15 : 33	陸上自衛隊への派遣要請 (受理) の連絡あり
	16 : 45	災害対策本部会議 (第 3 回)
	21 : 40	京田川の水位上昇による注意喚起のため警戒レベル 4 【避難指示】を再発令 (広野地区、広栄町、京田、錦町)
	22 : 10	最上川の水位上昇による注意喚起のため警戒レベル 4 【避難指示】を再発令 (亀ヶ崎、港南、松原、十坂、宮野浦、新堀、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町)
	22 : 55	相沢川の水位上昇及び田沢川ダムの放流による注意喚起のため警戒レベル 4 【避難指示】を再発令 (相沢川流域の各地区、田沢川流域の各地区)
7/26 (金)	02 : 10	警戒レベル 5 【緊急安全確保】を発令 (亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区)
	02 : 58	警戒レベル 5 【緊急安全確保】を発令 (錦町 1 ～ 5 丁目)
	05 : 00	災害対策本部会議 (第 4 回)
	10 : 30	災害対策本部会議 (第 5 回)
	16 : 00	災害対策本部会議 (第 6 回)
	17 : 03	市内に発令していた、警戒レベル 5 【緊急安全確保】、及び警戒レベル 4 【避難指示】を全て解除
	19 : 30	災害対策本部会議 (第 7 回)
7/27 (土)	09 : 00	行方不明者 (八幡地域) の対応開始
7/28 (日)	08 : 00	災害対策本部会議 (第 8 回)
7/29 (月)	08 : 30	災害対策本部会議 (第 9 回)
	17 : 00	災害対策本部会議 (第 10 回)
7/30 (火)	10 : 00	全議員勉強会
	17 : 00	災害対策本部会議 (第 11 回)
7/31 (水)	17 : 00	災害対策本部会議 (第 12 回)
8/ 1 (木)	17 : 00	災害対策本部会議 (第 13 回)
8/ 2 (金)	17 : 00	災害対策本部会議 (第 14 回)
8/ 3 (土)	17 : 00	災害対策本部会議 (第 15 回)
8/ 5 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 16 回)
8/ 6 (火)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 17 回)

8/ 7 (水)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 1 8 回)
8/ 8 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 1 9 回)
8/ 9 (金)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 0 回)
8/12 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 1 回)
8/14 (水)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 2 回)
8/16 (金)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 3 回)
8/20 (火)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 4 回)
8/23 (金)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 5 回)
8/25 (日)	9 : 00	大雨災害による犠牲者慰霊及び被災地復旧状況の視察等
8/26 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 6 回)
8/29 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 7 回)
9/ 2 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 8 回)
9/ 5 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 9 回)
9/ 9 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 0 回)
9/12 (木)	16 : 15	災害対策本部会議 (第 3 1 回)
9/17 (火)	17 : 00	災害対策本部会議 (第 3 2 回)
9/19 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 3 回)
9/24 (火)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 4 回)
9/26 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 5 回)
9/29 (日)	18 : 00	避難所から全ての避難者が全員退所したことにより、全ての避難所を閉鎖
9/30 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 6 回)
	16 : 24	災害対策本部を廃止
		以降は、災害復興本部を設置し、対応中

10 他自治体からの応援状況 ※令和 6 年 8 月 29 日 (木) 9 : 00 現在

(1) 被災家屋等の被害認定調査 (業務所管課 : 税務課) 48 人

・山形県職員 10 人 (8/7~11、8/13~16)、寒河江市 2 人 (8/7~11、8/13~16)、朝日町 2 人 (8/7~11)、村山市 1 人 (8/7~11)、尾花沢市 1 人 (8/7~11、8/13~16)、長井市 1 人 (8/7~11)、三川町 1 人 (8/7~11)、三川町 2 人 (8/13~16)、山形市 2 人 (8/13~16)、山辺町 1 人 (8/13~16)、中山町 1 人 (8/13~16)、東根市 1 人 (8/13~16)、米沢市 1 人 (8/13~16)、川西町 1 人 (8/13~16)、飯豊町 1 人 (8/13~16)、宮城県大崎市職員 2 人 (8/7~10、8/14~16)、東京都武蔵野市 2 人 (8/14~23)、富山県南砺市 1 人 (8/15~23)

(2) 応急修理の受付及び建築確認審査業務 (業務所管課 : 建築課) 12 人

・山形県職員 1 人 (8/19~9/13)、東京都北区 2 人 (8/13~20、8/20~28、9/8~14、9/15~21、9/22~26)、山形県職員 1 人 (9/30~10/11)

(3) 公営住宅・賃貸仮設住宅の受付と相談 (業務所管課 : 建築課) 及び罹災証明に係る相談受付業務 (業務所管課 : 市民課) 4 人

- ・村山市 1 人（8/13～16）、尾花沢市 1 人（8/19～23）、白鷹町 1 人（8/26～30）、中山町 1 人（9/2～6）
- （４）酒田市全域の山林・林道災害の被災状況確認（業務所管課：農林水産課） 54 人
 - ・山形県庄内総合支庁 54 人（7/31～8/9）
- （５）災害ボランティアセンター運営支援・ニーズ調査（業務所管課：こども未来課） 13 人
 - ・岩手県平泉町 2 人（8/7～13、8/14～20、8/21～28）、千葉県酒々井町 2 人（8/19～24）、東京都武蔵野市 2 人（8/27～9/1）、東京都武蔵野市 1 人（9/2～8）、東京都武蔵野市 2 人（9/9～15）
- （６）災害マネジメント業務（業務所管課：危機管理課） 2 人
 - ・宮城県大崎市 2 人（8/7～10）
- （７）避難所運営業務（業務所管課：人事課） 9 人
 - ・村山市 1 人（8/14～18）、米沢市 1 人（8/14～18）、三川町 1 人（8/19～25）、三重県南伊勢町 2 人（8/7～19、8/19～25）、千葉県酒々井町 2 人（8/14～19）
- （８）農地・土地改良施設の被害調査（業務所管課：農林水産課） 14 人
 - ・山形県職員 6 人（7/31～8/9）、山形県職員 2 人（9/17～）、農林水産省職員（MAFF-SAT）1 人（9/17～）
 - ・山形県職員 2 人（9/24～12/20）、農林水産省職員 1 人（9/24～12/20）、岩手県職員 1 人（9/24～12/20）、新潟県職員 1 人（9/24～12/20）

※査定終了後に一旦派遣終了。その後、設計に向けた体制を整えて再開。
- （９）応急給水支援業務（業務所管課：上下水道部管理課） 2 人
 - ・鶴岡市 2 人（7/26）
- （10）災害ごみ分別指導、車両誘導、積み下ろし補助、受付業務（業務所管課：環境衛生課） 23 人
 - ・山形市 2 人（8/23～29）、上山市 3 人（8/23～29）、天童市 2 人（8/23～29）、河北町 1 人（8/16～22）、朝日町 5 人（8/16～8/22）、村上市 2 人（8/16～29）、東根市 3 人（8/23～29）、尾花沢市 1 人（8/16～22）、米沢市 1 人（8/16～22）、高畠町 1 人（8/23～29）、三川町 2 人（8/16～29）
- （11）大沢地区等全戸訪問業務：健康状態と生活状況の把握
 - ・庄内保健所 8 人（8/7～10）、鶴岡市 3 人（8/7～9）、庄内町 2 人（8/7.9）、三川町 1 人（8/8）

1 1 市の主な支援

（１）大雨災害に関する相談窓口の設置

【被災者支援相談窓口（令和 6 年 11 月 29 日現在）】

①住宅に関すること全般（支援制度・市営住宅等）

建 築 課 市役所 5 階 TEL：26-5749

②家電の助成に関すること

危機管理課 市役所 4 階 TEL：26-5701

③被災者生活再建支援、義援金、貸付金に関すること

地域福祉課 市役所 1 階 TEL：26-5424

④罹災証明の申請に関すること	市 民 課	市役所 1 階	TEL : 26-5723
⑤罹災証明の再審査に関すること	税 務 課	市役所 2 階	TEL : 26-5715
⑥減免制度等に関すること	税務課ほか		TEL : 26-5712
⑦災害ごみの処分、公費解体など	環境衛生課		TEL : 31-0933
⑧農作物被害支援など	農 政 課	市役所 2 階	TEL : 26-5792
⑨農地や農道被害支援など	農林水産課	市役所 2 階	TEL : 26-5754
⑩事業者の被災支援など	商工港湾課	市役所 6 階	TEL : 26-5361
⑪その他の相談など			
	・酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター		TEL : 23-5765
	・まちづくり推進課	市役所 2 階	TEL : 26-5771
	・八幡総合支所	1 階	TEL : 64-3111
	・松山総合支所	1 階	TEL : 62-2611
	・平田総合支所	1 階	TEL : 52-3111

【被災者支援案内窓口（令和 6 年 11 月 1 日まで）】

被災者支援用の案内窓口で、被災者ハンドブックや主要支援制度チラシや申請書の配付、申請する各課の案内を行いました。

職員を配置しての対応は終了しましたが、無人化での市役所（1 階）市民課前特設窓口は継続設置中。

（被災者支援案内窓口開設の経過）

- ・開設期間 令和 6 年 9 月 4 日（水）から令和 6 年 11 月 1 日（金）まで
- ・市役所 1 階 市民課前特設窓口 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
職員を配置しての対応は 9 月 27 日（金）で終了。9 月 30 日（月）から 11 月 1 日（金）までは無人化で対応。

（無人化での対応内容）【継続中】

- ①制度及び各担当部署 案内の表示
- ②被災者ハンドブックや主要支援制度チラシや申請書の設置
- ・八幡総合支所 1 階 月・水・金曜日 【11 月 1 日（金）で終了】
（開設時間）
9 月 4 日（水）から 10 月 17 日（木）まで 午前 9 時～午後 4 時 30 分
10 月 18 日（金）から 11 月 1 日（金）まで 午前 9 時～12 時（時間短縮）
- ・松山総合支所 1 階 火・木曜日 午前 9 時～午後 4 時 30 分 【10 月 3 日（木）で終了】

【各種相談先（令和 6 年 11 月 28 日まで） ※参考掲載】

①総 合 相 談

- ・まちづくり推進課 市役所 2 階 TEL : 26-5771
- ・八幡総合支所 1 階 TEL : 64-3111
- ・松山総合支所 1 階 TEL : 62-2611

※総合窓口では、以下の②～⑩以外の相談を受付

- | | | | |
|--------------------|--|---------------------|-------------------|
| ②罹災証明申請 | 市民課 | 市役所 1 階 | TEL : 26-5723 |
| | ※申請は、八幡・松山・平田の各総合支所でも受付します。 | | |
| ③市公営住宅・住まいに関する支援制度 | 建築課 | 市役所 5 階 | |
| | | ・市公営住宅 | TEL : 26-5747 |
| | | ・住まい | TEL : 26-5748 |
| | 八幡総合支所 | 月・水・金曜日 | 午前 9 時～12 時（当面の間） |
| ④生活家電購入補助 | 危機管理課 | 市役所 4 階 | TEL : 26-5701 |
| ⑤被災者生活再建支援制度、貸付金 | 地域福祉課 | 市役所 1 階 | TEL : 26-5424 |
| ⑥農業被害 | 農政課 | 市役所 2 階 | TEL : 26-5752 |
| | 農林水産課 | 市役所 2 階 | TEL : 26-5754 |
| | 松山総合支所産業係 | | TEL : 62-2611 |
| | 平田総合支所産業係 | | TEL : 52-3111 |
| | 八幡総合支所産業係 | | TEL : 64-3111 |
| | ※当面の期間、「八幡総合支所管内」の方は、農政課または農林水産課にお問い合わせください。 | | |
| ⑦ごみの処分 | 環境衛生課 | 広栄町三丁目 133 | TEL : 31-0933 |
| ⑧土砂回収 | 土木課 | 市役所 5 階 | TEL : 26-5741 |
| ⑨支援物資・寄付の受入 | 地域福祉課 | 市役所 1 階 | TEL : 26-5730 |
| ⑩災害ボランティア | 災害ボランティアセンター | | |
| | 八幡タウンセンター（観音寺字寺ノ下 41 番地） | 8/20 から 10/31 まで | |
| | 相談受付 全日 | 午前 9 時～午後 4 時 | |
| | 参加者用 | TEL : 080-6879-9492 | |
| | 被災者用 | TEL : 080-6879-9490 | |
| | ※令和 6 年 11 月 1 日（金）からは、「酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター」に移行（業務を引き継ぎ）します。 | | |
- ※記載のない項目の相談対応は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（２）災害ごみの仮置き場の設置

発災から相当期間が経過し、災害廃棄物の搬出作業も一定程度の進捗が見られることから、各災害ごみ仮置き場について、閉鎖~~または規模縮小~~規模縮小しました。

~~なお、家屋等の解体等に関連する廃棄物（建材）については、市では処分できません。解体を発注された事業者にご相談ください。~~

~~・設置場所 広栄町（ごみ処理施設敷地内）仮置き場 【事前予約制】~~

~~酒田市広栄町 3 丁目 133 番地（広栄町資源ステーション北側）~~

~~※搬入の際は、罹災証明書のご提示をお願いします。~~

~~・受付時間 9：00～16：30（平日のみ）~~

~~・連絡先 市環境衛生課 TEL：31-0933~~

(災害ごみの仮置き場設置の経過)

- ・開設期間 令和6年7月28日(日) 13:00~16:00
令和6年7月29日(月) から11月4日(月) まで 9:30~16:00
令和6年11月5日(火) ~~以降から令和7年3月31日まで~~ 9:00~16:30
(平日のみ)

~~※発災から相当期間が経過し、災害廃棄物の搬出作業も一定程度の進捗が見られることから、各災害ごみ仮置き場について、閉鎖または規模を縮小。~~

・設置場所 ①酒田地域

- ・酒田市広栄町3丁目133番地(広栄町資源ステーション北側)
~~→ 持ち込み量と件数が少ないため、人員を配置しての受付を終了します。8月8日(木)からは、持ち込みを希望される場合は、事前に市環境衛生課(TEL: 0234-31-0933)までご連絡ください。~~
~~→ 11月5日(火)からは平日のみの受け入れに変更~~

- ・酒田市宮海字新林400番地(旧酒田工業高校跡地)
~~→ 9月8日(日)で一般受付を終了。~~

②八幡地域

- ・酒田市市条字村ノ前25番地の3(一條コミュニティセンター敷地内)
~~→ 持ち込まれたごみの量が多く、搬出の作業を並行して行うことが困難なため、8月6日(火)で閉鎖しました。~~
- ・酒田市麓字緑沢20-1(旧八幡斎場跡地)
~~※8月8日(木) 9:30に開設 → 11月4日(月) 午後4時で閉鎖~~

③松山地域

- ・酒田市相沢字道北92番地(ニュートラック松山第四駐車場)
~~※7月20日(月) 11:00に開設~~
~~→ 持ち込まれたごみの量が多く、搬出作業に時間を要するため、ニュートラック松山第二駐車場に移設しました。~~
- ・酒田市相沢字道北92番地(ニュートラック松山第三駐車場)
~~※8月16日(金)に開設(第四駐車場から移設)~~
~~→ 9月8日(日)で一般受付を終了。~~

(3) 罹災証明書【受付終了】

洪水、崖崩れ、地震、津波、地滑りなどの自然現象で、被害を受けた方が保険金の支払いや公的な支援を受けたりするときに必要な証明書。申請受付後、市の職員等が被害状況の調査を行い、被害の程度により全壊(50%以上)、大規模半壊(40%以上、50%未満)、中規模半壊(30%以上、40%未満)、半壊(20%以上、30%未満)、準半壊(10%以上、20%未満)、準半壊に至らない一部損壊(10%未満)の6段階で診断を行い、証明書を発行します。

- ・受付開始 令和6年7月29日(月) 13:00から

- ・受付場所 ①酒田市役所市民課
②八幡総合支所市民係
③松山総合支所市民係
④平田総合支所市民係

・被害対象 住家

・申請期限 令和6年10月31日（木）（最終は、令和6年11月29日（金）まで延長）

※住家以外の、物置や店舗などの非住家の場合や、申請期限を超えた場合は、「罹災届出証明書」を発行します。「罹災届出証明書」は、被害を受けた事実を市に届け出たことの証明で、被害の原因・程度を証明するものではありません。

※7/30（火） 10:00 から、市税務課で被害認定調査を開始しています。

8/ 6（火） 午後から、調査本部を平田総合支所に移転。

8/ 7（水） 他自治体からの応援職員の協力のもと、8/7 から最大14 班体制で調査開始。

＜ご協力いただいた自治体＞

山形県職員 10 人（8/7～8/11、8/13～8/16）、県内市町村職員 8 人（8/7～8/11）、県内市町村職員 13 人（8/13～8/16）、宮城県大崎市 2 人（8/7～8/10、8/14～8/16）、東京都武蔵野市 2 人（8/14～8/23）、富山県南砺市 1 人（8/15～8/23）

※罹災証明申請件数 629 件のうち、調査実施済件数 598 件（令和6年11月30日現在）

（４）災害ボランティアセンターの設置【被災者生活支援・地域支え合いセンターに移行】

酒田市災害ボランティアセンターは、令和6年7月27日にひらたタウンセンター内に設置し、8月20日からは八幡タウンセンター内に移転し活動を行いました。

令和6年11月1日（金）からは、「酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター」に移行（業務を引き継ぎ）し活動しています。

○ボランティア活動状況（令和6年11月10日現在）

・活動件数 890 件（軒） ・活動人数 7,786 人

（災害ボランティアセンター開設の経過）

- ・名 称 酒田市災害ボランティアセンター（社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会）
- ・活動拠点 ①酒田市飛鳥字契約場 35 ひらたタウンセンター内
設置期間：令和6年7月30日から8月19日まで
②酒田市観音寺字寺ノ下 41 番地 八幡タウンセンター内
設置期間：令和6年8月20日から10月31日まで
- ・設 置 日 令和6年7月27日（土）
- ・活動期間 令和6年7月30日（火）～令和6年10月31日（木）
- ・活動内容 ①個人宅や避難場所等における被災者の状況調査・被災者ニーズの把握（7/27～）
②ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し関係機関などへの情報

の提供

③各種広報媒体等によるボランティア活動希望者への情報発信

④災害ボランティア活動を支援する物資の確保

【酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター】

- ・ 所 在 酒田市地域福祉センター内（新橋二丁目1番地の19）
- ・ 運 営 社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会（酒田市受託事業）
- ・ 設 置 日 令和6年11月1日（金）
- ・ 業務内容
 - ①個別訪問による現況等の調査及び支援方針の作成
 - ・ ニーズ把握と課題に応じた支援方針の検討
 - ②見守り、相談支援等
 - ・ 巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - ・ 日常生活に関する相談支援、生活支援、情報提供
 - ③専門機関等へのつなぎ
 - ・ 専門機関、関係支援機関へのつなぎ
 - ④コミュニティづくりの支援
 - ・ サロン活動など、被災住民同士や被災者と避難先住民との交流
 - ・ 地域情報の提供
 - ⑤被災者とボランティアのマッチング

（5）風呂の提供【終了】

大雨災害で被災された方を対象に、八森温泉ゆりんこ・アイアイひらたの入浴料を無料として入浴支援します。

- ・ 期 間 令和6年7月29日（月）から令和7年1月31日（金）まで
- ・ 利用時間
 - 八森温泉ゆりんこ 午前6時30分～午後9時（第2・第4火曜日休館）
 - 湯の台温泉鳥海山荘 午前11時～午後9時（入浴時間）
 - アイアイひらた 午前8時30分～午後8時30分（毎週木曜日休館）
- ・ 利用方法 フロントで必要書類を記入

（6）市税及び国民健康保険税に関すること

風水害などで被害を受けた場合は、法人市民税の申告等期限の延長や、被害の程度により市税及び国民健康保険税を減免する制度があります。受け付けは市税務課です。

①災害による法人市民税の申告等の期限延長

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができない場合に、申告等の期限延長（災害がやんだ日から2か月以内）の指定を受けることができます。

②市税及び国民健康保険税の災害による減免制度

火災や風水害、震災などで被害を受けた場合、その被害の程度に応じて市税及び国民健康保険税を減免する制度が設けられています。

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害で被災された方の市税等の減免申請については、税務課で受け付けています。

令和 6 年度分の市税等で、令和 6 年 7 月 25 日以後に納期が到来する税額が減免対象になります。減免の申請期限は次のとおりです。

○市民税・県民税・森林環境税 申請期限：令和 7 年 2 月 28 日

納付方法	減免対象となる納期 ※（ ）内は納期限
普通徴収	第 2 期（9/2）、第 3 期（10/31）、第 4 期（1/6）
特別徴収（給与）	令和 6 年 7 月分～令和 7 年 5 月分
特別徴収（年金）	令和 6 年 8 月分、10 月分、12 月分、令和 7 年 2 月分

○固定資産税・都市計画税 申請期限：令和 6 年 12 月 31 日

減免対象となる納期 ※（ ）内は納期限
第 2 期（7/31）、第 3 期（9/30）、第 4 期（12/2）、第 5 期（1/31）、第 6 期（2/28）

○国民健康保険税 申請期限：令和 7 年 2 月 28 日

納付方法	減免対象となる納期 ※（ ）内は納期限
普通徴収	第 1 期（7/31）、第 2 期（9/2）、第 3 期（9/30）、第 4 期（10/30）、第 5 期（12/2）、第 6 期（1/6）、第 7 期（1/31）、第 8 期（2/28）
特別徴収（年金）	令和 6 年 8 月分、10 月分、12 月分、令和 7 年 2 月分

※上記の申請期限以後に申請した場合は、原則どおり、納期限の 7 日前まで申請し、申請日以後に到来する納期限の税額を減免の対象とします。

例) 令和 7 年 1 月 6 日に固定資産税の減免申請をした場合は、第 5 期（1/31）と第 6 期（2/28）の税額が減免対象になります。

（臨時窓口の開設状況 ※現在は終了しています）

次のとおり、八幡総合支所と松山農村環境改善センターに臨時窓口を開設しました。

・八幡総合支所

令和 6 年 9 月 26 日（木）～9 月 28 日（土） 9 時 30 分～16 時

・松山農村環境改善センター 多目的ホール

令和 6 年 9 月 29 日（日）～10 月 1 日（火） 9 時 30 分～16 時

※臨時窓口では、次の保険料等の減免申請の受付も行います。

介護保険料、介護サービス利用者負担金、国民健康保険入院一部負担金、国民年金保

険料（9月28日と29日は除く）、後期高齢者医療保険料及び一部負担金

③市税及び国民健康保険税の猶予制度

納税者又は特別徴収義務者が、市税及び国民健康保険税を納期限までに納められない特別な事情がある場合は、その具体的な事情に応じて、申請により徴収を緩和する徴収猶予と換価の猶予の制度があります。

この猶予制度は、本来の納期によらず、最長1年以内に納付できるように納税計画を作成のうえ納税いただく制度です。

（7）市営住宅等の提供

今回の大雨による災害で、住宅の使用が困難になった方へ、一時的な市営住宅等を提供します。入居を募集している住宅は、市建築課及び各総合支所の建設係で確認できます。

- ・提供住宅 入居可能な市営住宅
※冷暖房設備は設置されていません。また、電気、ガス、水道等の手続きは、入居者が行う必要があります。
 - ・エアコン及び家電（冷蔵庫、洗濯機、テレビ）は、家電製品購入に対する購入支援が別にあります。
 - ・コンロは、希望により株式会社INPEX様と、株式会社酒田天然ガス様から無償提供いただいたコンロがご使用できます。
- ・入居期間 入居後1年間以内（最長2年間）
- ・家賃等 免除（住宅使用料、駐車場使用料、及び敷金）
※光熱水費や共益費などの費用は入居者負担
- ・要件 ①被災した自己所有の住宅以外に、他に居住できる住宅がないこと
②被災状況が全壊相当、大規模・中規模半壊相当であること
第三回目からは、「半壊相当（床上浸水）」も追加
第四回目からは、「準半壊相当（床上浸水）」も追加
③罹災証明書を有する、または後日提出できること
- ・申込期間 第一回目 令和6年7月31日（水）～8月5日（月） → 終了
第二回目 令和6年8月9日（金）～8月15日（木） → 終了
第三回目 令和6年8月23日（金）～8月29日（木） → 終了
第四回目 令和6年9月5日（木）～（随時募集）
- ・入居説明会（抽選会）
 - 第一回目 令和6年8月6日（火）10：00 市役所7階 703会議室
→ 終了（応募戸数50 決定戸数26）
 - 第二回目 令和6年8月17日（土）10：00 市役所7階 703会議室
→ 終了（応募戸数43 決定戸数13）
 - 第三回目 令和6年8月31日（土）10：00 市役所7階 703会議室
→ 終了（応募戸数11 決定戸数10）

(8) 土砂回収について【終了】

大雨被害による土砂について、市で道路付近まで土砂の回収に伺います。

また、残土置場も準備しましたので、土砂等を直接、残土置場に搬入する場合は、土砂、流木、岩石等に分けて搬入してください。

積雪の時期になることと、事業の進捗状況を踏まえて終了しました。

- ・対象地区 西荒瀬地区、八幡地域、松山地域、平田地域で被災された地区
※令和6年8月6日 八幡地域の大沢地区を追加
※令和6年8月15日 八幡地域の大沢地区、中台橋以東の「曙自治会、南ノ前田自治会、青沢自治会の皆さま」を追加
- ・回収時間 令和6年8月1日（木）以降の平日 8:30～17:15
※八幡地域（大沢地区を除く）は、令和6年8月2日（金）から開始
八幡地域（大沢地区）は、令和6年8月6日（火）から開始
八幡地域（大沢地区 中台橋以東）は、令和6年8月15日（木）から開始
- ・回収方法 道路に搬出された土砂を、市の委託業者が回収します。宅地内の土砂を道路付近まで搬出してください。
 - ・土砂は、そのまま積上げても、土のう袋や段ボールに入れていても回収します。
 - ・自力で搬出できない自然物（流木、岩石など）は、市で順次回収します。土木課路政係（TEL：26-5741）へ連絡してください。
- ・受付終了 令和6年11月29日（金） 17:15
- ・残土置場 開設時間 8:30～17:15（土・日、祝日も開設しています）
 - ・西荒瀬地区 酒田市宮海字明治67番地（旧北テニスコート）
→ 令和6年11月29日（金）で終了
 - ・八幡地域 酒田市市条字八森924番地（八森サッカー場）
→ 令和6年10月31日（金）で終了
酒田市大蔵字脇地内（石田地内残土置き場） ※平日のみ開設
→ 令和6年11月29日（金）で終了
 - ・松山地域 酒田市山寺字見初沢64番地（多目的運動広場）
→ 令和6年11月29日（金）で終了
 - ・平田地域 酒田市山谷字西沢入46番地の19（平田B＆G）
→ 令和6年11月29日（金）で終了

(9) 消毒薬の配付について

大雨災害により、床上または床下浸水を受けた家屋を対象に消毒薬を配布しました。

- ・配布する消毒薬 10%塩化ベンザルコニウム液（500ml）
- ・配布開始 令和6年8月9日（金） から当面の間
- ・配布場所 市役所本庁舎（1階 市民課前）、八幡総合支所、平田総合支所、松山

総合支所、環境衛生課（広栄町3丁目133番地 管理棟 1階）

- ・配布時間 8:30～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）
- ・配布の目安 1戸1本（消毒液1本で0.1%の消毒液を約50リットル作成可能）

＜受取時のお願い＞

- ~~・取扱い上の注意事項を記載しているチラシ「塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）の使い方」を一緒にお持ちください。チラシは市ホームページ等から取得できます。~~
- ~~・受取簿への記載をお願いします。~~

(10) 被災した住宅の応急修理費用の支援

令和6年7月25日からの大雨災害で、住宅が半壊もしくは準半壊となり、自らの資力では修理できない世帯に対し、日常生活に必要な台所やトイレ、床など最小限の応急修理に係る費用を支援します。

- ・注意事項
 - ・修理業者と事前にご相談ください
 - ・修理前の被害状況が分かる写真が必要となります
 - ・市が修理業者に工事費を直接支払う制度です。個人が修理費用を業者に支払ってしまうと、この制度は利用できなくなります。
※すでに修理業者に依頼している、または着手している場合は、すぐに酒田市にご相談ください
- ・対象者 以下のすべてに該当する方が対象になります。なお、居住実態のない空き家などは対象になりません。
 - ①被災した住宅に居住していた
 - ②住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること
※被害の程度は、酒田市が発行する罹災証明書をご確認ください
※「全壊」でも、修理して住む予定の方は、対象となることがあります
 - ③応急修理を行うことで自宅に居住可能となり、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること
 - ④自ら修理を行う資力がないこと
- ・応急修理の基準額
 - ・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 717,000円以内
 - ・半壊に準ずる程度の損傷を受けた場合 348,000円以内
- ・応急修理の範囲 傾いた柱の家起こし、浸水した床・壁の補修、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある範囲
- ・受付開始日 令和6年8月19日
- ・受付窓口 必要書類を、次の窓口に提出してください。申込方法の詳しい情報や必要な書類などは、市ホームページ等をご覧ください。

- ①八幡総合支所 TEL : 64-3111
 - ②酒田市役所建築課建築営繕係 TEL : 26-5748
 - ・受付時間 平日 9 : 00～17 : 00
 - ・連絡先 専用電話番号 : 080-7546-8147
 - ・完了期限 令和 7 年 6 月末予定
- ※併用可能な「浸水住宅復旧支援補助金」の受付期限に合わせ、2 月末まで申請してください。

(11) 被災者生活再建支援金の支給

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨災害により、住宅に大きな被害を受けた方に支援金が支給されます。被災の程度、被災時の世帯状況、再建の方法に応じて給付される金額が異なります。

本制度は、対象者が酒田市へ申請することにより、公益財団法人都道府県センターから支援金が支給されます。 ※詳しくは市ホームページ等をご覧ください。

- ・対 象 者
 - ・住宅が全壊した世帯
 - ・住宅が大規模半壊した世帯
 - ・住宅が中規模半壊した世帯
 - ・住宅が半壊、中規模半壊、または大規模半壊、あるいは住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（被災した建物を全て解体した場合が対象になります）
 - ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（県から「長期避難世帯」と認定された世帯）
- ・窓口での申請 地域福祉課福祉総合相談係 8 : 30～17 : 15
- ・郵送による申請 (郵送先)

998-8540 酒田市本町二丁目 2 番 4 5 号
酒田市健康福祉部地域福祉課福祉総合相談係
- ・申請書類 罹災証明書、住民票、再建方法がわかる契約書等の写しなど。詳しくは市ホームページ等をご覧ください。
- ・申請期限

基礎支援金 発災後 13 か月（令和 7 年 8 月 24 日）
延長（令和 8 年 3 月 31 日）
加算支援金 発災後 37 か月（令和 9 年 8 月 24 日）

(12) 被服、寝具その他生活必需品等の現物支給【受付終了】

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨によって住家に被害を受け、必要な被服や日用品等を損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に、災害救助法に基づき、生活必需品等を現物支給します。

- ・対象世帯

住家の被害が、罹災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の判定を受けた世帯

※保管された物や寄贈、汚れを落として使えるなど、必要最小限の生活必需品等を調達し使用できる場合は対象外

- ・対象物品 被服、寝具、衛生用品、台所用品など
※詳しくは市ホームページ等をご覧ください。
- ・申請方法 市地域福祉課（本庁舎 1 階）へ、申請書を郵送または F A X 等で提出してください。
- ・申請期限 令和 6 年 9 月 17 日（火）まで 市地域福祉課必着
- ・注意事項
 - ・本制度は、現金を給付する制度ではありません。
 - ・住家の被害及び世帯人数によって、申請限度額が定められています。
 - ・申請書の審査の後、市が物品を購入します。物品の調達ができ次第、支給品送付先へ配送します。
 - ・申請は「申請限度額」の上限に達していなくても、1 世帯につき 1 回限りです。
 - ・罹災証明書の発行待ち等で申請期限に間に合わない場合は、ご相談ください。

(13) 大雨災害公費解体事業

大雨による災害により「全壊」の罹災証明書の交付を受けた家屋等について、所有者からの申請により市が実施主体となって解体撤去を実施しました。

- ・解体棟数 住家：12 棟 非住家：29 棟（うち支障解体 7 棟）【令和 7 年 12 月 5 日撤去完了】
- 自費解体（償還払い分）数：1 棟（令和 6 年度完了）

(14) 大雨災害被災家屋撤去給付金

大雨による災害により「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の罹災証明書の交付を受けた家屋を解体撤去した場合に、被災世帯に対し一律 1, 0 0 0 千円の給付金を支給しました。

- ・申請件数 大規模 8 件、中規模 12 件、半壊 25 件
- ・支給済件数 39 件、取下げ件数 6 件【令和 8 年 4 月 13 日支給完了】

※ 加筆修正した部分に下線あり

・訪問対象世帯（単位：世帯）

区分	みなし仮設	在宅	公営住宅等	合計
令和7年3月	8	210	38	256
令和7年6月	7	219	30	256
令和7年9月	7	222	27	256
令和7年12月	7	223	24	254
令和8年3月	7	222	23	252
令和8年4月	7	225	19	251
令和8年5月	7	225	19	251
令和8年6月	7	225	19	251

※訪問対象世帯は、主に準半壊以上の被災世帯

・訪問等件数（単位：件）

区分	訪問	電話	来所	その他	合計
令和6年度※	802	35	8	9	854
令和7年度	1,684	78	7	21	1,790
令和8年4月	115	3	0	0	118
令和8年5月	114	3	0	0	117
令和8年6月	77	2	0	1	80
合計	2,792	121	15	31	2,959

※令和6年度は、令和6年11月から令和7年3月まで

・相談内容（単位：件）

相談内容	越冬	家族関係	経済面	居住関係 （仮設）	居住関係 （再建）	就労関係	介護・ 福祉関係	健康・ 医療関係	その他	要望なし	合計
令和6年度※	116	24	25	26	203	4	13	96	85	109	701
令和7年度	4	30	33	16	262	3	29	194	222	578	1,371
令和8年4月	0	1	2	0	2	0	1	8	6	37	57
令和8年5月	0	1	1	2	5	1	0	10	6	36	62
令和8年6月	0	0	0	0	3	2	0	6	2	28	41
合計	120	56	61	44	475	10	43	314	321	788	2,232

※令和6年度は、令和6年11月から令和7年3月まで

・見守り区分（単位：世帯・％）

区分	A：重点訪問		B：定期訪問		C：不定期訪問		D：訪問の必要なし		未訪問・調査中等		合計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和7年3月	40	15.6	68	26.6	29	11.3	1	0.4	118	46.1	256	100.0
令和7年6月	39	15.2	116	45.3	71	27.7	14	5.5	16	6.3	256	100.0
令和7年9月	24	9.4	128	50.0	80	31.3	17	6.6	7	2.7	256	100.0
令和7年12月	23	9.1	126	49.5	84	33.1	16	6.3	5	2.0	254	100.0
令和8年3月	24	9.5	124	49.3	84	33.3	16	6.3	4	1.6	252	100.0
令和8年4月	21	8.4	127	50.5	84	33.5	15	6.0	4	1.6	251	100.0
令和8年5月	21	8.4	127	50.5	84	33.5	15	6.0	4	1.6	251	100.0
令和8年6月	21	8.4	127	50.5	84	33.5	15	6.0	4	1.6	251	100.0

※訪問頻度の目安　A：1か月以内に再訪問　B：2～3か月以内に再訪問　C：3～4か月以内に再訪問　ただし、支援状況を見て変更もありうる。

・再建支援区分（単位：世帯・％）

区分	再建可能世帯		日常生活支援世帯		住まいの再建 支援世帯		日常生活・住まいの 再建支援世帯		未判定		合計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
令和7年3月	27	10.5	9	3.5	17	6.6	10	3.9	193	75.5	256	100.0
令和7年6月	177	69.2	17	6.6	32	12.5	18	7.0	12	4.7	256	100.0
令和7年9月	221	86.3	9	3.5	22	8.6	4	1.6	0	0.0	256	100.0
令和7年12月	232	91.3	5	2.0	15	5.9	2	0.8	0	0.0	254	100.0
令和8年3月	230	91.2	5	2.0	15	6.0	2	0.8	0	0.0	252	100.0
令和8年4月	234	93.2	7	2.8	9	3.6	1	0.4	0	0.0	251	100.0
令和8年5月	235	93.6	7	2.8	8	3.2	1	0.4	0	0.0	251	100.0
令和8年6月	235	93.6	7	2.8	8	3.2	1	0.4	0	0.0	251	100.0

・ふるさとカフェ等開催実績（単位：回・人）

	西荒瀬地区		八幡地区		松山地区		市街地・その他		合計	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
令和6年度※	3	16	9	171	3	44	1	6	16	237
令和7年度	2	28	31	555	11	168	2	15	46	766
令和8年4月	1	21	3	36	1	15			5	72
令和8年5月	1	15	3	54	1	15			5	84
令和8年6月	1	17	1	14	1	15			3	46
合計	8	97	47	830	17	257	3	21	75	1,205

※令和6年度は、令和6年12月から令和7年3月まで

1. インフラの種類ごとの被害概要

種類	復旧が必要なインフラ等	主な被害
道路	東横線など23件	法面崩壊、路肩決壊等
橋梁	大平沢橋など4件	高欄破損及び落橋
河川	熊沢川など11件	河岸洗堀、護岸決壊等
農地・農業用施設	農道、揚水機場、幹線水路、田・畑など46件	法面崩落、路肩崩落、土砂等堆積、機器損傷、畦畔損傷等
林業用施設	林道7件	道路崩落
公営住宅	市営住宅荒町団地（12戸）	住宅の床上・床下浸水、フェンスの破損等
水道施設	荒瀬川水管橋など12施設	水道管の断裂・損傷等
下水道施設	八幡浄化センターなど2施設	水没による処理機能停止
農業集落排水施設	青沢地区農業集落排水施設	擁壁崩壊

2. 復旧事業の進捗状況

種類	担当課又は 担当機関	復旧が必要なインフラ等の名称	被害の概要	進捗状況	工事着手時期または 着手予定時期	工事完了時期または 完了予定時期	備考（具体的な進捗状況） ※災害査定中、工事発注済など
道路	土木課	前山線	法面の崩壊等	廃工	-	-	荒瀬川改良工事による、県施工となるため廃工
道路	土木課	日湯線	道路崩落	廃工	-	-	県で用地買収し、残土置場となるため廃工
道路	土木課	上青沢海ヶ沢線(八幡側)	舗装流出等	工事発注済	R7.5	R8.10.30	(第6工区)
道路	土木課	早坂家ノ前線	護岸欠壊	工事発注前	R8.6	R9.3.19	荒瀬川改修工事との調整が必要
橋梁	土木課	君畑橋	落橋	その他	未定	R10	県の復旧計画との調整中(県で実施)
橋梁	土木課	谷地田橋	落橋	工事発注前	R8.7	R9.3	設計業務委託完了
河川	土木課	湯ノ沢川	背面盛土流出	工事発注前	R8.7	R8.10	R8年度へ
河川	土木課	大俣川	護岸欠壊	工事発注済	R8.3	R9.3.12	(R7第1工区)
農業用施設	農林水産課	横根山揚水機場	揚水ポンプ等更新	工事発注済	R7.7	R9.3.12	
農業用施設	農林水産課	新堀揚水機場	揚水ポンプ等更新 防水壁設置・建屋防腐処理	工事発注済	R7.3	R8.7.31	
農業用施設	農林水産課	新豊井堰揚水機場、下井皿揚水機場	流量計、合流制水弁、除塵機、電動機等更新	工事発注済	R8.4	R9.3.26	
農業用施設	農林水産課	茨堰揚水機場、郷之目第二揚水機場	流量計、合流制水弁、除塵機、電動機等更新	工事発注済	R8.4	R9.3.26	
農業用施設	農林水産課	前門揚水機場、観音寺・日向川右岸地区圧力伝送装置	流量計、合流制水弁、除塵機、電動機等更新	工事発注済	R8.4	R9.3.26	
農業用施設	建築課	横根山揚水機場	防水壁・防水扉	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	建築課	藤塚揚水機場	入口・シャッター交換	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	建築課	平田揚揚水機場	防水壁・防水扉	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農業用施設	建築課	大蒸野揚水機場	解体工・基礎工・木工・板金工	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済
農地・農業用施設	農林水産課	宮海・穂積・塚刈・米島・刈屋地内 農地・農道・水路	土砂撤去	工事発注済	R7.5.30	R8.12.21	その1
農地・農業用施設	農林水産課	中台線 地見興屋地内 農地・水路	道路崩落等 土砂撤去	工事発注済	R7.7.29	R8.7.31	その3
農地・農業用施設	農林水産課	山寺・西坂本・北俣・小林・山元地内 農地・農道・水路・畦畔	土砂撤去、畦畔復旧、道路法面の崩落等	工事発注済	R7.8.4	R8.12.21	その8
農地・農業用施設	農林水産課	北青沢・大蔵地内 農地・農道・水路	土砂撤去、畦畔復旧、道路法面の崩落等	工事発注済	R8.3	R9.2.27	その10 余裕期間制度適用 契約締結日R7.12.22
農地・農業用施設	農林水産課	下黒川・新出地内 農地・農道・水路	土砂撤去、道路法面の崩落等	工事発注済	R8.3	R9.3.25	その11 余裕期間制度適用 契約締結日R7.11.27
農業用施設	農林水産課	中牧田地内 農道	法面の崩落等	工事発注済	R8.4	R9.3.26	その12 余裕期間制度適用 契約締結日R7.11.27
農地・農業用施設	農林水産課	草津・泥沢地内 農地・農道・水路	土砂撤去、道路法面の崩落等	工事発注済	R8.4	R9.3.26	その13 余裕期間制度適用 契約締結日R7.11.21
農地・農業用施設	農林水産課	升田地内 農地・水路・畦畔	土砂撤去、畦畔復旧	工事発注済	R8.3	R8.12.20	その14 余裕期間制度適用 契約締結日R7.11.21
農地・農業用施設	農林水産課	下青沢地内 農地・水路 烏海南麓11号線 農道 烏海南麓5号線 農道	土砂撤去、道路崩落等	工事発注済	R8.1	R9.1.14	その15 余裕期間制度適用 契約締結日R7.12.15
農業用施設	農林水産課	石田堰	堰堤復旧	工事発注前	未定	未定	その16 発注準備中
農業用施設	農林水産課	烏海南麓重倉線 下黒川線	道路崩落等	工事発注済	R8.4	R9.3.26	その17 余裕期間制度適用 契約締結日 R8.1.27
農業用施設	農林水産課	二タ子線	道路崩落等	工事発注済	R8.4	R9.3.26	その18 余裕期間制度適用 契約締結日 R8.2.18
農業用施設	農林水産課	楯山頭首工	頭首工復旧	工事発注前	未定	未定	その19 発注準備中
【委託県営】 農地・農業用施設	農林水産課	常禅寺地内	土砂撤去、畦畔復旧、道路崩落等	工事発注済	R7.7.18	R8.7.31	工事発注済 荒瀬川復旧の影響箇所を除く
【委託県営】 農地・農業用施設	農林水産課	大蔵（字前田）地内	土砂撤去、畦畔復旧、道路崩落等	工事発注済	R7.7.18	R8.8.31	工事発注済 荒瀬川復旧の影響箇所を除く
【委託県営】 農地・農業用施設	農林水産課	大蔵（字前田）地内	土砂撤去、畦畔復旧、道路崩落等	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済 荒瀬川復旧の影響箇所 県河川用地として買収予定
【委託県営】 農地・農業用施設	農林水産課	北青沢（李代・三保六）地内	土砂撤去、畦畔復旧、道路崩落等	工事発注前	未定	未定	設計業務発注済 荒瀬川復旧の影響箇所 県河川用地として買収予定
林業用施設	農林水産課	林道熊沢線（1号箇所）	道路崩落	工事発注前	R9	R9年度末	未発注
林業用施設	農林水産課	林道熊沢線（2号箇所）	道路崩落	工事発注済	R7.12.24	R8.11.30	2号箇所発注済
林業用施設	農林水産課	林道熊沢線（3号箇所）	道路崩落	工事発注前	R10	R10年度末	未発注
林業用施設	農林水産課	林道中野俣線（2号箇所）	道路崩落	工事発注前	R8.5	R8.11.30	発注準備中
林業用施設	農林水産課	林道中野俣線（3号箇所）	道路崩落	工事発注前	R9	R9年度末	未発注

林業用施設	農林水産課	林道百合沢線	道路崩落	工事発注済	R8.3.3	R8.7.31	工事発注済
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	谷地田橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注済	R8.5	R8.11	応急仮復旧済、橋の架け替えに合わせて施工を計画
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	三保六橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注済	R7.6	R8.7	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその２、通水済使用可
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	芦沢橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注済	R7.6	R8.7	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその２、通水済使用可
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	家の前橋水道添架管	水道添架管の断裂	工事発注済	R7.6	R8.7	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその２（6/16通水開始予定）
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	白玉橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注済	R7.6	R8.7	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその２
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	中台橋水道添架管	水道添架管の損傷	工事発注済	R7.6	R8.7	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその２、通水済使用可
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	配水管（国道344号）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.6	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその１、通水済使用可
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	配水管（一般県道鳥海公園青沢線）	水道管の損傷	工事発注済	R7.3	R8.6	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその１、通水済使用可
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	配水管（市道大芦沢貝沢線）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.6	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその１、通水済使用可
水道施設	庄内広域水道企業団酒田事務所	配水管（市道古升田線）	水道管の断裂	工事発注済	R7.3	R8.6	応急仮復旧済、本復旧：上青沢地内ほかその１、通水済使用可
下水道施設	下水道課	八幡浄化センター	水没による処理機能停止	工事発注済	R7.5	R9.3	仮設運転実施中、本復旧：日本下水道事業団との工事委託協定
農業集落排水処理施設	下水道課	青沢地区農業集落排水処理施設	荒瀬川の氾濫による擁壁崩壊	廃工	-	-	応急復旧済 河川災害復旧により対応のため本復旧は廃工（調整中）

1. インフラ種別ごとの進捗状況（件数） ※各項目の右列は前回集計からの増減数

状況／種別	工事完了		工事発注済		工事発注前		その他		合計		備考（工事発注前及びその他の詳細）
道路	19	±0	1	±0	1	-2	0	±0	21	-2	全体の2減は廃工のため（県の工事となるもの1件、県が用地買収し、残土置場となるもの1件） 発注前：県等との調整のため
橋梁	2	±0	0	±0	1	±0	1	±0	4	±0	発注前：設計業務委託完了 その他：県復旧計画との調整中
河川	9	±0	1	±0	1	±0	0	±0	11	±0	
農地・農業用施設	20	+1	18	-1	8	±0	0	±0	46	±0	
林業用施設	1	±0	2	±0	4	±0	0	±0	7	±0	
公営住宅	1	±0	0	±0	0	±0	0	±0	1	±0	
水道施設	2	±0	10	+1	0	-1	0	±0	12	±0	
下水道・農集施設	1	±0	1	±0	0	-1	0	±0	2	-1	全体の1減は廃工のため（河川災害復旧により対応のため）
合計	55	+1	33	±0	15	-4	1	±0	104	-3	

2. インフラ種別ごとの進捗状況（割合）

状況／種別	工事完了	工事発注済	工事発注前	その他	合計
道路	90.5%	4.8%	4.8%	0.0%	100%
橋梁	50.0%	0.0%	25.0%	25.0%	100%
河川	81.8%	9.1%	9.1%	0.0%	100%
農地・農業用施設	43.5%	39.1%	17.4%	0.0%	100%
林業用施設	14.3%	28.6%	57.1%	0.0%	100%
公営住宅	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
水道施設	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	100%
下水道・農集施設	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100%
全体平均	52.9%	31.7%	14.4%	1.0%	100%
※下段は前月比	+2.4%	+0.9%	-3.3%	+0%	

